全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1－10－2
TEL（862）6241－8
購読料　1部　25円

松竹錠
品川区大井4－1－2
TEL(771)7477・9687
工　場(781)5 4 7 2
(782)9 1 8 9

東浴が各区に陳情

最近、社会福祉事業の一環として老人ホームに浴場を設置する傾向がめだってきているが、これが業者を圧迫するため、東浴組合では浴場の設置をとりやめ今度発行された共通入浴券を利用するよう各区に陳情している。

全浴連、政府対策に態度を表明

自由料金の実現を望む

配置規制は存続が必要

助成策こそ不可決の条件

文書回答を提出

厚生省はどのような公衆浴場対策をとるべきか。厚生大臣の諮問にこたえるため、審議を進めている「公衆浴場問題懇談会」（学識者で構成）は、二月五日、浴場業界代表として全浴連正副理事長を招き、意見をきく会合（ヒアリング）を行なった。全浴連としては、これに先だち、理事会ならびに代表者会議を開いて、ヒアリングに対する基本的な姿勢、方針を確立し、厚生省施策のありかたについて、きわめて積極的な意見を表明した。このなかで業界代表は、公衆浴場の社会的使命を強調し、物価統制令によって規制されている現行料金制度の不合理を指摘、自由料金に移行することが妥当との立場を公式の場ではじめて明らかにするとともに、適正配置規制については、利用者の利便と、浴場経営の健全化という両面から、これを維持すべきことを述べた。ヒアリングを終わったあと、全浴連は、あらためて文書で、つぎのように意見を提出した。同懇談会がどのような結論を厚生大臣に対する答申としてとりまとめるか、厚生省がこの答申にそってどのような浴場施策をとるか。全国の業者が重大な関心をもって見守り、業界の主張貫徹に一致結束の行動が強く望まれる。

1、現況について

①公衆浴場業の社会的使命はいかん

「公衆浴場は、国民の保健衛生施設として、その健康保持増進のため貢献しており、国民の日常生活における位置づけは、生活必需品ともいうべきものである」

②公衆浴場は衰退産業であるという見方が一般的であるが、これについてどう思うか

また、これに対して業界はいかに対処しているか

「戦後における生活慣習の変化経済成長に伴う高収入、または国および地方公共団体の住宅政策等により自家風呂の普及等に伴い利用者数の減少は著しいものがあるが、国民の中に公衆浴場を日常生活に必要とするものが、未だ多数存在しており、健全な経営が保障されるなら、公衆浴場は衰退産業になることはない」

「公衆浴場は①の社会的使命に徹し、健全な経営が維持できるよう、業者は自主的に経営の合理化、近代化に努めており、国および地方公共団体に対して行政上の諸措置の改善を要望している」

③最近、公衆浴場の廃業が顕著になっているが、その原因はなにか

「公衆浴場業のただ一つの収入源たる入浴料金が、経済の原則を無視した原価計算方式をもって算定されるため資本蓄積が十分でなく、加えて②において述べたごとく利用者の減少により収入は減収となり、公衆浴場施設の再取得が困難であり、建替時における廃業が増加している」

2、制度の改善策について

①のイ　入浴料金は、現在物価統制令によって上限が抑えられているが、これについてどう思うか

「物価統制令は、その一条の規定にみるごとく「終戦後の事態に対処」する非常立法であり、戦後二十五年を経過し終戦後の非常事態もなく、公衆浴場業界の現況は供給過剰ともいえる状況にあり、その入浴料金を物価統制令をもって規制していることは、憲法違反と思われる。

料金の上限を抑えているというが、終戦後二十数回の料金改定が行なわれたが、常に告示される料金は、業者にとっては上限ではなく、下限を告示されているものとしか受け取れない料金統制である」

①のロ　入浴料金にタクシー料金のような認可制を導入することについてはどうか

「公衆浴場料金規制は認可制にするとしても適当でないと考える。料金認可制は、法の建前の当否は別として、その運用の実際をみるに、タクシーあるいは私鉄等の場合の実例をみてもわかる通り、物価上昇抑制の手段として乱用され、申請のにぎりつぶし、不当な値切りが行なわれるなど法の建前に反する運用が行なわれている。この点からして料金の認可制を採用した場合、大企業はともかく公衆浴場のような経営基盤の弱い企業は、その犠牲に耐えることはできない」

①のハ完全な自由料金にすることについてはどうか

「公衆浴場の料金は、公衆浴場業が完全な私企業である以上、憲法二十二条職業選択の自由の保障および憲法二十九条による個人の財産権の不可侵の保障からいって自由料金にするのは当然である」

②現行の適正配置規制をどう評価しているか

「現行の適正配置規制の立法の趣旨は最高裁判所の判決にみる通り、公衆浴場の偏在を避けて利用者に公衆浴場利用の便宜を与えることが第一の目的であり、適正配置することで公衆浴場経営を健全ならしめることによって、ひいては衛生設備を充実せしめるという最終的な効果をねらったものである。従って、都道府県条例により定められた配置の基準（距離）は利用者の利便が優先して規定されており、公衆浴場の健全経営について配慮に欠けるところが多い。（但し書、条項による例外許可のごとき）利用者、業者ともに立法趣旨にもとづいた効果が期待されるような、利用者のための衛生上の距離と、健全経営のための経済上の距離とを勘案して、配置の基準が規定されるべきである」

③料金規制と適正配置の関係をどのように認識しているか

「料金規制と適正配置とは、不可分ではなく、適正配置をしても料金規制をする必要はないと思う。この点については、料金規制をしないで適正配置をすれば憲法違反ではないかという議論があるかもしれないが、前記の最高裁判所の判決も料金規制を前提としないで、距離制限そのものを合憲としており、また薬局の距離制限も価格規制と無関係に法定されていることからいって、料金規制をしないで適正配置を定めることが憲法違反でないことは明らかである。地方において、実際に即してみても、公衆浴場の利用者の所得には限界があるのであって、公衆浴場業者が料金決定の自主性を得ても、不当な高料金の決定が行なわれるはずがないのである」

3　その他

①現在の国、県の浴場業に対する施策をどのように思うか

「公衆浴場に対する国、県の施策は、今日までのところ、入浴料金を物価統制令で一方的に抑制する以外にほとんどみるべきものがなく貧困に失すると思う。公衆浴場の公共性にかんがみ、その経営の健全化を図るため国、県は入浴料金算定方式の改正を行なうほか、次のごとき各種の保護助成をなすべきものと思う。

（イ）税制の改正

（ロ）長期低利資金の融資

（ハ）利子補助

（ニ）上下水道料の減免

（ホ）特定地域における公衆浴場の経営費の一部補助

②公衆浴場業の発展する方向は

「公衆浴場の社会的使命が今後とも存続するのは、1②で述べたとおりである。公衆浴場業の発展は、まずもって公衆浴場業者が自主的にあらゆる努力を行なってこれを図らなければならないのは当然であるが、公衆浴場の利用者の所得の限界を考えると、公衆浴場業者の自主的努力のみをもってしては、その発展を期することは不可能であり、3①で述べた料金算定方式の改正および国、県の保護助成が絶対に不可欠である」

論泉

厚生省浴場問題懇談会が業界に提示したヒヤーリング課題は浴場業の根幹に触れる問題であるだけに、全浴連理事会も代表者会議も異常な緊迫感に満ちた会議であった。

全浴連理事会、代表者会議の結論をえて伊藤理事長、高橋、酒道、鈴木各副理事長が懇談会にのぞみ、業界の意志を厳正に表明したことに全服の信頼を寄せているものであるが、論泉子はまたそれなりにもの申したい。

自由なければ解決策はない

まず「浴場の社会的使命」であるが、われわれは社会的使命などと大それた意識で浴場業をやってはいない。浴場施設を提供に見合う対価をえて、生活を営むことが目的の営利事業にほかならないからである。

公衆浴場の社会的使命とか、公共性とかは二十五年間物統会で料金を統制し、またぞろ今後もなにがしかの料金規制を加えようとする厚生行政の布石としか考えられない。

「衰退産業との一般的見方と業界の対策」とのことであるが、浴場業の衰退はあたかも自然現象でもあるかのような設問である。今日浴場業を衰退させたものは物統令による厚生行政の人為的災害がもたらせたものにほかならない。生活慣習の変化、経済成長に伴う利用者所得の増加などは第二義的要因である。業界の対策は、と問われても健全経営を否定する物統令のもとでは決め手になる対策などあるはずがない。この問いはむしろ厚生省に向かって質されるべきである。

「公衆浴場廃業の原因」も、入浴料金の政治的処理、即ち健全経営の否定ということでは当初から限界はみえていたことといえる。しかし業者はいつか健全経営が可能になるときを夢みながら今日にいたったのである。それは減価償却費の食いつぶしによる納税義務の履行と生活の維持にすぎなかった。老朽した浴場建物施設の再取得が不可能になったものから順次廃業に追い込まれていくのである。

「適正配置規制をどう評価しているか」、それは利用車の距離的利便と、一定地域の独占営業の権利付与による基準経営をもって利用者の衛生保持という法律目的にそうものではあるが、他面基準経営も健全経営も否定する料金統制を行なって来たことは、適正配置規制の効果をも無意味なものにしてきたといえる。

その間なんらの保護政策もなく、零細業の料金統制が行なわれたのは他に例をみない。よくもたえぬいてきたものである。

生産したものを需要に見合った価格で売るのは当然である。自分の商売は自分で売値を決めようではないか、人なみに。

（富川）

安すぎる入浴料金

自由にしても高くならぬ

（上）から伊藤、酒道、鈴木、高橋の各氏

二月五日、厚生省会議室で行なわれたヒアリングでは、基本的な施策について公衆浴場問題懇談会委員から質問があり、業界代表がこれに答えた。ヒアリングの主要点はつぎのとおりである。

出席者

◇公衆浴場問題懇談会委員＝館林宣夫（全国社会病院連合会理事長）山内一夫（学習院大教授）小林節夫（朝日新聞論説委員）高丘季昭三浦環境衛生課長、後藤同課長補佐、新井係長（以上厚生省）池田昭義氏（都立大講師）は欠席

◇全浴連＝伊藤嘉平（理事長）鈴木正之、酒道昇佐久、高橋勝彦（以上副理事長）小林正七（事務局長）

伊藤理事長から文書回答の1、2、3を区切って業界の統一意見として説明、他の業者代表より補足説明を行なう。これについて委員から次のような質問があり、業界代表各氏からこれについて回答が行なわれた。

高丘委員「大阪府における廃業の原因はなにか」

答「いずれも経営困難が原因である。はじめは大阪市の中心部から、最近は大阪市周辺都市における廃業が増加している」

館林委員「業者の子供が、公衆浴場業を継がぬと聞いているが」

答「公衆浴場業者には家族生活がない。労働力の節約（人件費の節減）のため家族労働が主体となり、家族が話し会う機会がない。こうした事情をみているため家業をきらう傾向が強い」

高丘委員「五年後、公衆浴場は、どのような状態になっているか」

答「現状のままでいけば、業者みずからが公衆浴場をなくすようになる」

小林委員「廃業が多いというが新規にやるものもある。それは、どのような人か」

答「中心地域で廃業した業者が周辺地域に建てた場合もあったが最近の傾向としては、その土地の地主が自分の所有する土地の値上げのために公衆浴場を建てる例が多い」

小林委員「現在の料金でサービスがよくなるか悪くなるか、また現在の距離制限で経営が成り立たなくなった場合、企業の合併というようなことが考えられるか」

答「現行料金のもとでもサービスを低下させぬよう最大の努力をしている。しかし限界はある。労働力の不足の折から、人手をかけるサービスはできない。私企業であり合併はむずかしい。食えないなら転業しろといわれるが、資金力、経営能力、立地条件等がうまく、そろわなければたやすく転業できるものではない。将来、協業化ということは研究しなければならない」

高丘委員「新しく資本を投下しょうというものはない。距離を廃止しても新規参入する業者はないと思うが、どうか。自由料金になった場合、現在の三十八円を基準として、どれくらいの料金になるだろうか」

答「場所と方法によっては新規参入の可能性はある。

適正配置でやっと今日のような浴場の配置ができ、業者の犠牲で維持されている。

料金は、昔から、理髪料金の約八分の一、そばと同額が相場であった。現在、理髪料金六百円、かけそば八十円であり、それに比較して入浴料金は安い。しかし、利用者の所得からみて、東京の場合でいえばまず五十円になる」

高丘委員「地域差料金は出てくるか」

答「都市の中央地域では高い料金になる」

館林委員「①物価統制令の適用を除外し認可制にして距離制は残す②自由料金にして距離制を廃止する。この二ツのうちいずれがいやか」

答「距離制を残すことが利用者のためにも業者の経営健全化のためにも必要である。料金を認可制にするとしても自由料金に近い方法により規制し、かつ保護助成が加えられなければならぬ」

館林委員「距離制ではなく、一定地域内の浴場数を定数で規定することはどうか」

答「人口の流動性から基礎人口をつかみにくく、かつ偏在するおそれがある。距離によるよりほかに方法はない」

小林委員「入浴料金の算定方式の改正とはなにか」

答「第一には自由料金にすることである。自由にしても不当な高価な料金にはならぬ。規制するにしても、企業の健全経営ができる原価方式を採用すべきである」

館林委員「三十年くらい先になると、自家風呂普及率は相当高率になるものと思う。そうした時でも最低の利用者はあり、また浴場が好きだという利用者もあると思う。その時の公衆浴場の在り方はどうか」

答「自家風呂に対応するようなよい設備の浴場になっている。したがって、料金は次第に高くなるが、公衆浴場を経済上どうしても利用せざるをえないものに対しては、国または地方公共団体で入浴料金の補助をすべきと思う。

宮城県で、公衆浴場利用者について、アンケート調査を行なった結果では、公衆浴場利用の理由として、自家風呂設備がないからというもの七〇％、自家風呂設備があっても浴場が好きだからというもの三〇％という数字が出ている。こうした現実をよく認識してほしい。

いまのような行政であれば遠からず公衆浴場は姿を消してしまう国または地方公共団体が本来行なうべき保健衛生事業を私企業たる公衆浴場業者が行なって来たのである。今回の懇談会の答申、それにもとづく厚生省の行政措置については、業者は注目しており、その結果いかんによっては業者としては考えなければならぬと決意している」

県浴に五百万円補助

群馬の料金改定決る

群馬県の入浴料金は、昨年来、入浴料金協議会から大人四十円、中人十八円、小人十円、婦人洗髪料十円の答申が行なわれたが、県当局は、東京を上回る全国最高料金の告示は好ましくないとして、今年に持越されていた。組合側は、答申どおりの告示ができない場合は、神奈川方式により二円の差額の補助を主張し、対立して交渉を続けて来たが、県議会があっせんに入り①四十五年度分として補助金五百万円を組合に交付する②他県で四十円以上の入浴料金が告示されたときは、ただちに四十円の料金を告示するとの条件を示し、組合側も納得した。この結果二月六日告示、十五日施行で新料金が実施された。新料金は次の通りである。

大人	三十八円（三十五円）
中人	十八円（据置）
小人	十円（据置）
婦人洗髪料	十円（据置）

千葉の料金ようやく決る

県浴　条件つきで認む

千葉県浴は、料金改定にあって原価計算委員会を設け、六回にわたる会合を重ねた結果、昨年九月、大人四十円、中人二十円、小人十円、洗髪料五円として、県に改定申請を行なった。これに対し県入浴料金協議会は、実態調査を行なったうえ審議に入ったが、一月十九日の第二回協議会で論議の末、消費者側が最終的に提示した大人三十八円、中人二十円、小人十円、洗髪料五円案を承認することになった。これに対し、県浴はあくまで申請料金の実施を要求し難航を続けていたが、県当局との折衝で、東京の料金改定が行なわれた場合は、ただちに改定を申請し、県はこれに応ずるという条件づきで、消費者側提案の料金を認めることに決定した。これにより、県は一月改定を公示、二月一日から実施した。

週休制に踏切る

神戸と尼三で実施

神戸市浴連（中川勝市会長）と兵庫県浴尼三支部（小林安行支部長）は、浴場の休日について検討した結果、週休制の実施に踏み切り、尼三支部は昨年十二月一日から、神戸市浴連は一月から、それぞれ実施に入った。利用者もこれに協力しており、また浴場経営者にとっても、諸経費の切り下げ、省力の効果、売上高も変わらないというプラス面があり、成果があがっている。完全週休制はこれから各地で検討される気運に向かうものとみられる。

全都で入浴券発行

神奈川県でも検討

東浴の共通入浴券（大人券）は墨田支部が先頭を切って発行したが、入浴券の印刷が終わり次第、つぎつぎに各支部で発行、三月初めには都内全支部で発行する。

神奈川県も東京方式をとり入れて生活保護世帯に対する援助として共通入浴券（大人券と中人券）の発行を計画、四十六年度予算に入浴券買上げの予算を計上することになり、急いで具体案を検討中である。

転廃業防止資金を貸付

東京　10年間年3分で2千万円

東京都の公衆浴場経営対策の一環として四十五年度補正予算に計上された転廃業防止資金（東京都公衆浴場経営改善資金）の貸付規則が二月八日の東京都公報号外で公布になった。その内容は公衆浴場が廃業した場合に、地域住民にいちじるしく不便をもたらすおそれがある場所の公衆浴場であって都内において現に三年以上営業している建物を改築または増築する場合に限られる。

一、貸付対象の浴場は、この資金を借りて改築または増築しようとする建物の全部あるいは一部を営業の用に供している普通公衆浴場を一年以上経営していること、および事業税を滞納していないこと、都内に住所を有する確実な連帯保証人および確実な担保物件を有すること。

二、貸付限度額　二、〇〇〇万円

三、申込みの方法

融資申込書と事業税の納税証明書、見積書、図面、法人では前年度の貸借対照表と損益計算書、登記簿、謄本、個人の場合は前年度の事業収支決算書、住民票を添えて組合を通じて申込むこと。

四、利率および償還方法

貸付金の利率は年三分ただし据置期間中は無利子とする。

貸付金は一年据置き、九年以内に半年賦均等償還とする。

五、貸付金の交付時期

貸付金は、すべての貸付対象施設の工事完了後、全額を交付する。ただし、簡易耐火構造（鉄骨構造）の場合は主要構造体の鉄骨の組み立ておよび外壁下地の取付けが完了したとき、耐火構造の場合は最上階の天井スラグ打上げが完了したときのように、工程の進行状況によって二分の一の分割交付ができる。

六、期限前償還

イ、普通公衆浴場を廃業したとき

ロ、貸付対象施設を他に譲渡したとき

ハ、貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき等は期限前に償還しなければならない

以上が骨子であるが、公衆浴場として存続が必要か否かについてはこの経営改善資金の諮問機関として審議会を設けて審査する。

ロッカー・傘立・傘箱・下足箱
有限会社　東京錠前製作所
東京都墨田区亀沢町1～6～7
TEL 東京（623）1626

創業六十年の伝統と信用
浴場鏡専門店
ガラス・ブロック・サッシ
スポンサー名入無料鏡
御一報次第社員参上
株式会社　川口鏡店
東京都文京区本駒込4－39－4
TEL　821－6226・3874
台東工場　831－5810

湯……濾過機　超音波　バイブラ
設計・製造・工事・サービス
技術の日東
日東製作株式会社
東京都葛飾区金町4－4－1
電話　東京（03）607－0800㈹

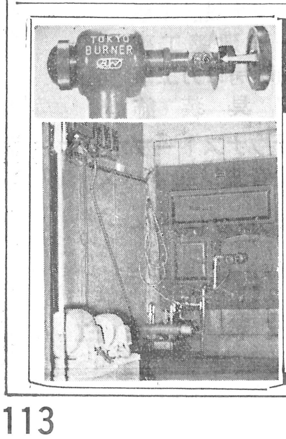

TB式重油バーナー　TB式完全自動制御装置
廃油＋全自動　BN　製造・販売
サウナの総合コンサルタント
熱管理の専門メーカー
設計・施工・セントラルヒーティング・超音波
TB式重油バーナーは、全国唯一の廃油専焼バーナーです
◎サウナのことなら何んでも御相談下さい。
しかも「製造→直販」のため、アフターサービスは勿論いつまでも安心してご使用いただけます。
TB式重油バーナー製造発売元
TB式完全自動制御装置製造発売元
東京バーナー株式会社
本　社　東京都新宿区余丁町92　TEL㈹(353)2345・(351)4042
名古屋　名古屋市瑞穂区高田町5-19　TEL　(851)2590・(852)2612

貸付条件を改善　環衛公庫

設備資金の償還期限延長

貸付規模は七六五億円

環境衛生金融公庫の四十六年度予算案は、通常国会で審議中であるが、貸付規模は四十五年にくらべて二一・四％増の七百六十五億円に拡大されている。本紙前号でその骨子を報じたが、貸付条件の緩和では特別利率の拡大、協業および合併の場合の特別扱い、償還期限の延長など、四十六年度における運営改善の諸点はつぎのとおりである。

一　貸付規模の拡大

昭和四十六年度における貸付規模は七六五億円で、これを四十五年度の貸付規模六三〇億円に比較すると、金額で一三五億円、伸び率では二一・四％の増加である。

なお、これらの原資等に関する内容のうち、資金運用部からの借入金（財投借入金）は、四十五年度に比べて金額で一一〇億円、伸び率では一九・三％の増加となっている。

二　貸付条件の改善

貸付条件の改善については、次のとおりその大綱が定まったが、細目については、目下、関係当局と協議中で近く決定の見込みである。

1　貸付限度の引上げ

（1）組合に対する貸付けの限度額を三、〇〇〇万円から一億円に引き上げる。

（2）消防法または建築基準法の規定により整備すべき特定の防災設備および水質汚濁防止法または自然公園法の規定により整備すべき汚水処理設備の設置または整備を行なう場合は、一般貸付の限度のほかに三〇〇万円（特別の場合は一、〇〇〇万円）を貸付けることができることとする。

なお、消防法の規定による防災設備の設置または整備に要する資金については、四十四年八月の貸付準則の改正により四十六年三月三十一日までの間は、三〇〇万円の範囲内で一般の貸付限度を超えて貸付けることができることとしているが、この期限経過時においても特例措置がとれるよう、あらたに前記の取扱いを行なうこととしたものである。

2　特別利率の範囲の拡大

建築基準法の規定により整備すべき特定の防災設備および水質汚濁防止法または自然公園法の規定により整備すべき汚水処理設備に係る貸付金の利率は従来年八・二％の基準金利であったが、これを六・五％の特別利率とする。

3　協業化または企業合併の場合における貸付対象の拡大

環境衛生関係営業における経営規模の適正化等の促進のために、環境衛生金融公庫法第二条第二項第三号において、中小営業者が合併もしくは共同出資して設立する会社で設立後三年を経過しないものおよび中小営業者から出資を受けた会社（出資を受ける際に中小営業者であった者）で、その出資を受けた日から三年を経過しないもののうち厚生省令、大蔵省令で定める基準に該当するものは、資本の額または出資の総額が一千万円または従業員数が五〇人をそれぞれ超える場合であっても、環境衛生関係営業者として融資の対象となることとしているが、従来これに関する省令が制定されていないためこの規定の適用がなかった。そこで四十六年度においてはこの関係の省令を制定し、特に必要と認められるものについて、融資対象の範囲を拡げることになった。この措置は、経営規模の適正化等の促進のために特に必要と認められる会社の合併、設立または会社に対する出資があった後三年間に限って貸付対象規模を拡大するものであるが、業種によっては、このような限定なしに一般的に貸付規模を拡大することが必要と考えられるものがあるので、そのための政令の改正についても今後引き続き検討を行なうことになっている。

4　償還期限の延長

現在十年以内と定められている設備資金の償還期限を延長するよう要求したが認められなかった。しかし現行制度において認められている償還期限の範囲内において設備の更新期間、債務者の償還能力等十分検討のうえ、個々の実態に即して無理のない償還期限を定めるよう今後運営により改善を図っていくことになった。

三　直接審査の範囲の拡大

四十五年度においては、特定の業種についての設備資金で一件当たりの申込金額が一、五〇〇万円以上のものの貸付けの決定は当公庫において行なうこととしたが、四十六年度においては一件当たり申込金額が一、〇〇〇万円を超えるものを対象とすることとし、貸付決定の対象範囲を拡大することにした。

しげゆきちゃんの漫画

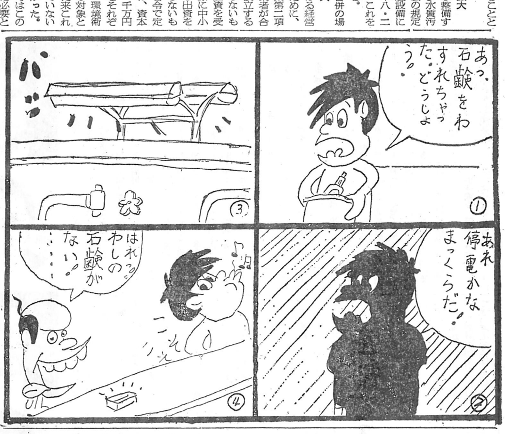

助産費給付一万円に引上げ

東浴国保組合会開く

東浴国民健康保険組合は、一月二十四日組合会を開き、四十六年度予算案および事業計画、規約の改正案などをいずれも原案どおり決定した。保険料は事業主だけ四百円アップ、助産費給付は一万円に引上げられた。

【事業計画】

四十六年度予算では、支出を最少限に押え収入においては、支払準備金一千二百万円の繰入れ等、可能な財源をフルに利用しても、なお一千十二万円の不足が見込まれ、これについて二月一日の理事会に諮り検討した結果、この際やむを得ないとして理事会案として事業主のみ四〇〇円アップを承認されたので、それに基づいて予算編成を行なった、給付面においては厚生省方針にしたがって四十四年度から三年計画の助産費を一万円に引上げることになった。その他については従来通りとした。

◇被保険者について

年間推定被保険者を次の通りとする。

イ、事業主たる組合員　二〇六五人
ロ、従業員たる組合員　二四三〇人
ハ、その他の被保険者　七六五三人
合計　一二、一四八人

◇保険料について

イ、事業主たる組合員　一カ月　二、二〇〇円
ロ、従業員たる組合員　一カ月　八五〇円
ハ、その他の被保険者　一カ月　八〇〇円
一人当り年間平均保険料　一二、五七六円

右により保険料を賦課して告知を徹底し、収納率一〇〇％達成に努める。

◇保険給付について

一、給付割合、組合員　七割　その他の被保険者　七割

二、医療給付について

四十一年度から四十五年度までの実績に応じ次の諸率によった。

イ、自然上昇率　一四、二四％
ロ、受診率　六〇九、二六％
ハ、受診件数　七四、〇一三件
ニ、一件当り推定金額　四、四一三円
ホ、一人当り年間推定医療費　二六、八八八円

三、助産費は、五〇〇〇円引上げ一〇、〇〇〇円とする。

助産費　一件　一〇、〇〇〇円

四、葬祭費は例年通りとする。

組合員　一件　一〇、〇〇〇円
その他の被保険者　一件　三〇〇〇円

◇保健施設その他について

一、効率的な保健婦活動を図り、予防医学知識の向上、的確な集団検診の実施、また成人病対策として人間ドックによる精密検査については費用の一部を負担してこれを利用せしめる。

費用の一部負担一人年一回三、〇〇〇円

第1表　歳入歳出予算　単位千円

才入					才出				
款	項	現年度予算	前年度予算	増△減	款	項	現年度予算	前年度予算	増△減
1. 保険料		152,781	157,056	△4,275	1. 組合会費		247	246	1
	1. 保険料	152,781	157,056	△4,275		1. 組合会費	247	246	1
2. 使用料及手数料		2	2	0	2. 総務費		20,507	19,114	1,393
	1. 手数料	2	2	0		1. 総務管理費	16,945	15,643	1,302
3. 国庫支出金		80,995	73,373	7,622		2. 徴収費	3,560	3,458	102
	1. 国庫負担金	2,679	2,576	103		3. 選挙費	2	13	△11
	2. 国庫補助金	78316	70,797	7,519	3. 保険給付費		231,788	208,734	23,054
4. 都支出金		3,970	3,041	929		1. 療養諸費	229,281	206,634	22,647
	1. 都補助金	3,970	3,041	929		2. 助産諸費	1,920	1,360	560
5. 財産収入		1,979	1,311	668		3. 葬祭諸費	504	540	△36
	1. 財産運用収入	1,978	1,311	667		4. 育児諸費	83	200	△117
	2. 財産売払収入	1	1	0	4. 保健施設費		3,036	4,260	△1224
6. 寄附金		2	2	0		1. 保健施設費	3,036	4,260	△1224
	1. 寄附金	2	2	0	5. 積立金		305	1,810	△1,505
7. 繰入金		12001	2	11,999		1. 積立金	305	1,810	△1,505
	1. 繰入金	12001	2	11,999	6. 諸支出金		50	100	△50
8. 繰越金		10,000	10,000	0		1. 償還金及還付金	50	100	△50
	1. 繰越金	10,000	10,000	0	7. 予備費		6,714	11,400	△4,686
9. 諸収入		917	877	40		1. 予備費	6,714	11,400	△4,686
	1. 延滞金及過料	2	2	0					
	2. 預金利子	900	860	40					
	3. 雑入	15	15	0					
才入合計		242,647	245,664	16,983	才出合計		262,647	245,664	16,983

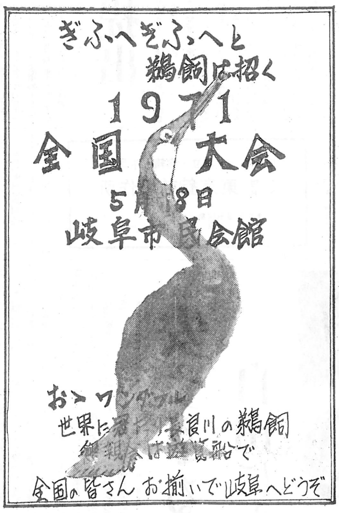
ぎふへぎふへと
鵜飼は招く
1971
全国大会
5月18日
岐阜市民会館
おゝワンダフル
世界に誇る長良川の鵜飼
観覧は遊覧船で
全国の皆さん お揃いで岐阜へどうぞ

法律相談

借地の更新料

【問】私は二十年前に土地を賃借して木造の浴場を建て、今日まで営業してきましたが、最近地主から、借地期間が満了したので更地価格の三分の一程度の更新料を支払えという手紙がきました。借地契約の際には、期間についての取り決めは何もありませんでしたが、二十年たてば期間満了になるのでしょうか。また、更新料は法律上必らず支払わなければならないものでしょうか。

【答】まず借地期間の点ですが、あなたの場合借地期間についての取り決めが何もなかったのですから、借地法二条一項により三十年（鉄筋コンクリート造のような堅固な建物であれば六十年）ということになります。従って、あなたの場合はあと十年借地期間が残っていることになり、地主の要求に応ずる必要は全くありません。もし地主が地代の受領を拒否するのであれば、それを法務局に供託しておけばよいのです。

借地期間が満了しても、建物が現存する以上、地主は正当な事由がない限り更新を拒むことができません。正当な事由があるかないかは、最終的には裁判所の判断にまつことになります。正当事由に基く地主の拒絶がない限り、契約は法律上当然に従来と同一の条件で更新されるのです。ただし更新後の契約期間だけは別で堅固な建物については三十年、そうでない建物については二十年と法律で一定されています。このように借地法は借地人の立場を十分に保護しているのです。

ところで世間では、借地契約の更新の際には更新料を授受するのが常識となっており、地主の中には借地人の無知に乗じて法外な更新料を請求する悪どい人もいるようです。しかし、法律は更新料については全く規定していないのです。更新料を支払うかどうか、またいくらにするかという問題は、地主と借地人の話し合いによって決めることであって、これを支払わないと当然に更新を拒絶され、土地を明渡さなければならないなどという法律上の効果をもたらすものでは決してありません。要するに更新料とは、契約更新について地主との紛争、つまり更新拒絶の正当事由の有無をめぐる争いを避け、お互いに譲歩して円満に解決しようとするための手段であり、社会慣行上のものであります。従って、訴訟で黒白をはっきりつけようという強い態度であれば、もちろん更新料を払う必要はありませんが、万一裁判で負けるようなことになると建物を取除いて土地を返還しなければならなくなります。適当の金額で折合えるものであれば、更新料を払って円満に解決する方が一般には望ましいといえよう。

そこで更新料の相場ですが、元来話し合いによって決められるものであるだけに、その額はまちまちで一定していません。東京の場合、借地権価格（住宅地では更地価格の七〇％前後、商業地では七〇ないし八〇％、都心部では八五ないし九〇％）の五％から一〇％という例が最も多いようです。

（弁護士・松本一郎）

安定した
濾過促進剤！
ネオライト
■どんな沪過機にも使える
■沪過時間が長くもつ
■清澄度が抜群
■経費が1/3節約できる
■掃除の手間が簡単
■沪過機の寿命をのばす
東京珪藻土工業株式会社
東京都渋谷区千駄ヶ谷5－1
電話（352）3466（代表）
〒151

metos FINLAND サウナ
浴場経営の近代化はメトスサウナで!!
メトスは世界の名門サウナ

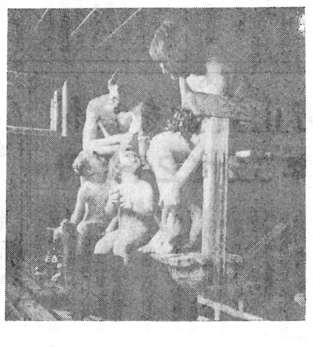

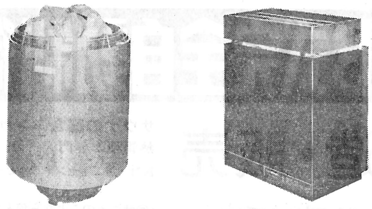

責任をもって優秀なサウナを建設する
製造元　フィンランド・ヘルシンキ
metos
日本総代理店
中山産業株式会社
東京都中央区銀座3−11−5（第2中山ビル）03（542）0331
大阪市北区末広町1−8（新扇橋ビル）06（311）6557
札幌市南5条東2−1−9（栄ビル）0122（51）2524
神奈川県藤沢市藤沢391（ダイヤモンドビル）0466（25）6195
工場・東京03（700）3161　連絡事務所・名古屋052（211）5961
各種資料をとりそろえて御相談に応じております。

サウナの総合建築・設備・設計・施工

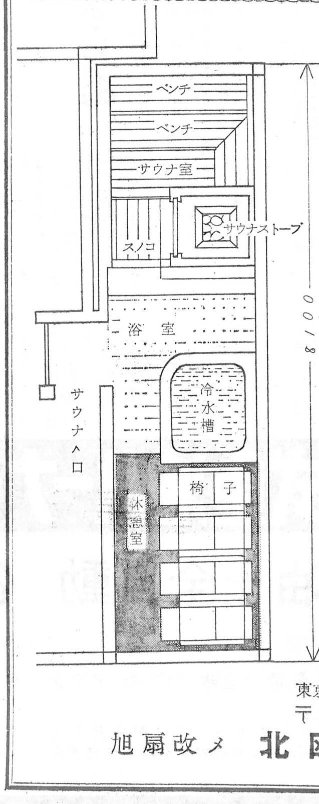

サウナストーブ北欧
5KW～30KWまで各種
耐久性抜群！
サウナの計画から設計工事
及び各附属品まで御相談
下さい。
サウナ設計工事
一般建築工事
冷暖房ロカ工事
家具装飾
サウナストーブホクオー
超音波ジェットバス
ボディプレッシャー
東京都豊島区南池袋2－32－8 石田ビル
〒171 電話 988－7151 代
旭扇改メ　北欧建設株式会社

第三回紙上写真展

秀作賞　おばあちゃんとドライヤー
東京都豊島区北大塚　豊田千恵子

優秀賞　脱衣所で詩吟のつどい
三重県伊勢市曽弥二ノ一〇ノ一三　下里芙三雄

秀作賞　初湯とみかん
岡山市岩井五五三　東森礼子

入賞者へのトロフィー

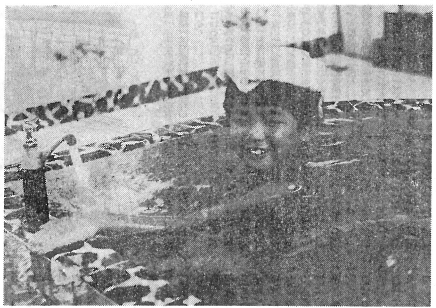

秀作賞　ぼくが一番湯だ
東京都台東区谷中3―10―3　鳥谷 作太郎

紙上写真展入選作発表

第三回紙上写真展は、多数の応募がありましたが、審査の結果、つぎのとおり入選作品が決まりました。入選作は本号から三回にわたりって掲載します。

◇優秀賞
脱衣場で詩吟のつどい　三重県伊勢市曽祢二ー一〇ー一三　下里芙三雄
まつりのお客さま　京都市上京区天神道上ノ下立売上ル北町五四九　中谷政男
わたし番台娘よ　東京都北区中十条一ー一九ー三　松本恵美子

◇秀作賞
坊や、ちょっと待って　岐阜県大垣市伝馬町二六　辻堅一郎
初湯とみかん　岡山市岩井五五三　東森礼子
台風がくるぞ　大阪市天王寺区真法院町二七〇　右近藤吉
こりや、極楽さ　東京都品川区平塚二ー一七ー一二　藤田祐子
ぼくが一番湯だ　東京都台東区谷中三ー一〇ー三　鳥谷作太郎

◇佳作賞
代燃はこび　中谷政男
わたしもお手伝いよ　東京都北区豊島五ー八ー二九　小林昭一
廃材利用もひと苦労　右近藤吉
おばあちゃんとドライヤー　東京都豊島区北大塚　豊田千恵子
まあ、おりこうさんね　東京都中央区月島二ー一四ー一二　鹿野幸子

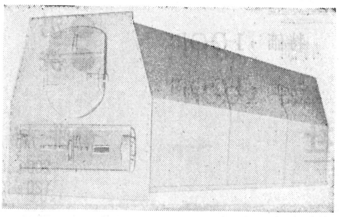

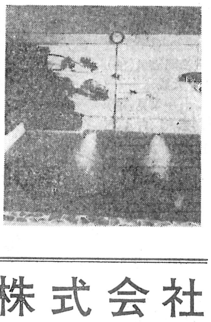

浴場経営の近代化に貢献する
ツルカメ
あらゆる点で最高の性能を誇る

営業品目
風呂釜
温水器
濾過機
配管工事一式
新築工事一式
冷暖房機工事一式
シャワー工事一式
ハイドロ工事一式
ネオン風呂
サウナ設備
其他浴場用品一式

好評ツルカメTK－4型
サウナ
超音波風呂

鶴亀温水器工業株式会社
本　社　大阪市天王寺区寺田町214　電話 大阪06（772）5301～9
東京支店　東京都北区東田端1－4　電話 東京03（894）0580，0381
北海道から九州まで全国各地に出先支店、営業所があります。ご一報次第連絡、速刻ご要望にお応え申上げます。

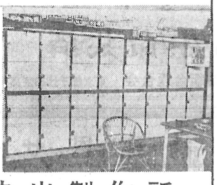

大日之出下足箱
おしどり下足錠
大日之出ロッカー
おしどり脱衣錠
大日之出廻転式傘台
大日之出傘立錠

大日之出製作所
大田区大森北5丁目15番16号　TEL（761）3409（763）0535

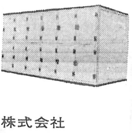

さくら錠
当社が誇る錠前・木工一環製造直売

営業課目
新建材ロッカー
脱衣箱
下駄箱
傘入箱
直列・廻転傘立
錠前一式

桜木芸工業株式会社
営業所　品川区南大井5－10　TEL（761）5953
勝島工場　品川区勝島町1－3　TEL（761）9987

mutuwa
皆様のムツワ湯桶
・髪洗桶・腰掛・洗剤（エースワン）

特約代理店
岐阜市浴場組合　岐阜市鍵屋西町1―75TEL 0582（52）1456
小川商事　東京都北多摩郡久留米町1―5―21TEL 0424（71）5417
椙屋商店　東京都台東区橋場263TEL 03（872）3779
丹羽商事社　群馬県桐生市東1―5―35TEL 0277（45）1819

発売元
有限会社 睦和商事　本社 〒104 東京都中央区築地2―15―15　TEL 03（543）2896～8

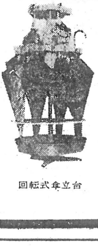

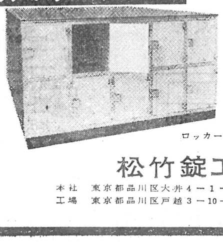

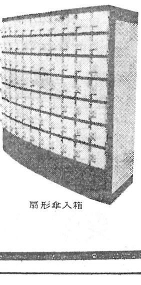

ロッカー・錠前の専門メーカー
精密度は抜群!!
好評のアフターサービス

ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠

ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止製

回転式傘立台
ロッカー
扇形傘入箱

松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井4－1－2　電話 本社（771）7477（771）9687
工場　東京都品川区戸越3－10－12　工場（781）5472（782）9186

浴場こぼれ話

再生温泉あれこれ——

文　武田勝蔵
画　山本富夫

前号で温泉の由来と今昔などを記述したところ、続けて再生温泉についても記述してはとのすすめもあった。しかし再生温泉については、薬湯などで関連のことを若干付記しておいたから、ここで従来の記述をまとめ、なるべく、これまで使用せぬ史科によって書くこととした。

奈良時代撰進の「出雲風土記」の槭田郡湯野小川の温泉（今日の三沢温泉）を薬湯と記しており、その文に「川辺に薬湯あり、これに浴すれば、身体やわらぎ再び浴すれば萬治消除する。男女老少は昼夜やすまず、駱駅往来し、験を得ざるなし、故に俗人号して薬湯と云う」と見える。また再生温泉も古くから薬湯とも呼び、五木八草湯のごとく、草根木皮を煮出した湯と同じに扱っていた。

ここにいう再生湯泉は、おおむね温泉地から、「樽湯」とてその原湯をオケ・タルで運んでわかすか、俗にいう湯あか、すなわち「湯の花」の数を温湯に入れるかの二つの方法によるものである。この再生温泉は保健とか温泉湯治を必要とする老人、病人が、その温泉地までおもむくことがかなわぬ場合である。しかし後にはレジャー的に利用され、鎌倉時代から史科に散見する。

有馬の湯を吹田に

この例は、大坂府の水田（吹田）は昔、貴族の別荘地で、鎌倉時代の藤原定家の『明月記』によると、摂関家の藤原道家父子はここに有馬温泉から原湯を毎日牛車で二百オケも運ばせて入浴しており、この年の前後は大飢饉で餓死者が道にたおれ、人々は牛馬の肉までも食べたのに、摂関家の人々は、これを顧みず水田で湯治したり、布引滝須磨、明石の風光を遊覧しておる。定家は「水田偏遊行・風水為郷之儀云云、天下興遊牧歌、被到向所々、各尽海内財力云云」と、その行動を非難攻撃している。今日でも議員のなかには視察と称して国民の血税を温泉地で浪費する者もあるとか新聞でみると同じである。この水田には、その頃西園寺公経が別荘を設けたので、その御縁の天皇、上皇もおもむかれたことが『歴代編年記』などにもみえる。この水田の再生温泉の由来については読者の示教を願うものである。

有馬の原湯の再生は足利時代の日記、記録に出ており、一例として伏見宮貞成親王の『看聞御記』に

永享九年（一四三七年）十二月二日、湯山湯六荷到来、伊豆所進之
九日、湯治始、常御所廂代一間室礼、為沐浴之座敷、湯治始、祝着有一献
十二日湯治至今日、七日無為沐浴了、湯山湯又一荷稲田進之
十三日自今日、水湯浴也

ここにいう湯山湯とは有馬温泉の原湯で、最初は伊豆という者から六荷が贈られ、早速、湯治を始め、初日は当時貴族の湯浴習慣として沐浴の座敷を設けて祝い酒の振舞いなどもあり、また湯治法を守って一回り七日間を経過した翌日には水湯すなわち真水の湯に入っている。その日また稲田という人から原湯一荷を贈られた。さらに同日記の翌十年の

二月二十二日湯山湯、自今日沐浴七ケ日可湯治云云、去年御湯残置
二十九日湯治至昨日七ケ日也昌者、猶、可沐浴之由申之間可沐浴

これは昨年贈られた原湯を大切に保存して使用したのであるしかし江戸時代の本草学者貝原益軒は、原湯は長く留めおくと腐敗して害あっても効果なしと戒めている。この日記によって足利時代では、いかに有馬の渡湯が珍重されていたかがわかる。

江戸城内の御殿湯

下って江戸時代に入ると、家康が熱海で湯治の縁故をもて三代家光のとき別荘が設けられ、毎年正月二日には、この別荘の原湯を汲み「御殿湯」などと称して江戸城に運ばせ、将軍一家も再生温泉に保健として入ったのである。今日、熱海の繁栄のもとは家康湯治の由緒であれば同地温泉組合で、家康のため感謝祭を催すべきであろう。ちなみに鎌倉時代では、源家三代が伊豆箱根両所権現（今日の伊豆山神社と箱根神社）の信仰から社参の折は箱根、伊豆山と古奈辺の温泉に投宿したことから、これら温泉の方が武将に利用されていた。

家康は熱海湯浴の効果を知ってか、慶長九年（一六〇四年）四月岩国（山口県）の大名でかつての戦友吉川広家が老年で多病と聞いて、わざわざ熱海の原湯五オケを海路で岩国まで送り届けさせており、家康の人柄を知る一史科でもある。（吉川家譜）

また江戸時代には、諸大名がその領内の温泉地の原湯とか湯の花の類を取りよせた史科が残っており、一例として山形県温海温泉地では藩主酒井家からの命で、寛政三年（一七九一年）正月に取湯一斗入りオケ十荷を宰領役人と人足十数名で陸路運んでおり、また安政七年（一八六〇年）三月温海の湯の花大法袋二つを江戸藩邸まで運ばせている。（温泉誌）

新井白石宅にも熱海の湯

なおまた個人が原湯を取りよせた例として、有名な新井白石のことをあげると、その日記に元禄十五年（一七〇二年）二月に熱海におもむき、三回り（二十一日間）で帰宅、その年

十二月十二日に今日、熱海渡辺七郎衛門、小林太郎衛門より湯来り、鈴木四郎左衛門遣すべしかいぞく橋熱海問屋いせ屋七郎兵衛方へ着船之由

これは熱海の渡辺、小林両人に原湯の輸送を注文し、この日海賊橋、後の海運橋の江戸熱海間の海漕問屋伊勢屋七郎兵衛方に到着したので用人の鈴木を受取りに遣わすということである。あるいはそれ以前にも注文したことがあったかもしれないが、日記が欠けている。

このように各地温泉の再生湯浴が望まれることから、各都市では従来の銭湯が始めたり、新たに再生温泉の湯屋が建ち始めた。これらは輸送の関係上、遠い草津、和倉などは湯の花、近い伊豆相模辺は原湯で、その湯銭も輸送費によって高低があった。品川宿の安政四年（一八五七年）の調べでは、北品川の和倉温泉では「一度入六十八文、二度入百二十二文、一日入弐匁五分、一回り（七日分）拾七匁五分」「南品川の熱海温泉では一度入二十文、二度入四十文一日入八十文、一と回り八百文」とあり、さらに代官所に差し出した約定書によると、各温泉は値上げは差支えないが、値下げは、一般の銭湯の客足をうばうことになるとて禁じている。

これから推察して江戸中心地では、それ以上であったかとみるべきである。なお、幕末の「守貞漫稿」には「湯河原、熱海辺よりのものは二十文、箱根底湯など山上より運ぶものは三十二文」とある。

再生温泉業の内則

品川宿に残る『温泉薬湯取締請印帳』には一般銭湯と再生温泉薬湯との間にときどき争いも起こり、訴訟沙汰にもなったため、再生温泉薬湯営業者の厳守すべき約定が代官に承認されている。これは江戸府内にも通用するものと思われるので、左に掲げておる。

一、風呂寸法之義一人入、竪二尺五寸、横二尺に限り候事、但、桶風呂に可致候
一、板流し六尺四方、天井之儀者土塗にいたし、焚火不相用炭二而湧し可申事
一、病人之外、決而入湯為致間敷候、湯銭之義者一度入六十八文（南品川分者二十文）より上は勝手次第、之より下値に取、入湯為致申間敷候事
一、入湯之者、糠袋等は勿論、上り湯、小桶決而相用ひ申間敷候事
一、温泉薬湯相湧し、病人入湯刻限之義者、明ケ六ツ時より暮六ツ時限り、急度相仕舞、火之元取締方別而大切に可致事、但、大病人之分は差添無之候ば、入湯為致申間敷候事
一、入湯人退窟に候とて諸賭事者勿論、碁将棋其外総而勝負ケ間敷義、急度相慎可申事

これはこれより先文政五年（一八二二年）十月に代官所に提出したものを改定したもので、その当時はまだ再生温泉の営業者がなかったもので、ただ薬湯とあり、薬種の取調べのこと湯銭も十二銅（文）とあり、最後の勝負事の禁止の条はない。ただ違約営業の場合には営業を停止し風呂桶を宿役人方で取り上げ、過怠銭（今日違約金）として五貫文を差出させ、その風呂桶の払代銭と合わせ品川宿（南北両品川宿と歩行新宿）で割取（配分）してそれぞれの宿の費用にあてると銘記してある。（品川町史所載史科）

江戸の繁盛

江戸での再生温泉の繁盛ぶりは、文政年間の戯作『湯河原入湯之万客雑談之記』に

隠居いわく、この湯河原（再生）が諸所に出来て、閑かくには至極よいぢゃて、わしはさして持病といふてなし、又養生もいらぬものじゃが……

とあるように、湯治というよりも、流行に遅れまいと入る者が相当あったからであろう。

江戸では伊豆、箱根、熱海から原湯を、和倉、草津から湯の花をとりよせ、その再生湯泉の流行期は文政以降である。そのため街道筋の宿駅にもおよび、その例として、筆者の住む東海道の茅ヶ崎は鉄道開通までは東海道五十三次の間の宿で、ただ相模川（馬入川）の増水で川止めのとき幾分宿泊の客があった小宿駅であったが、幕末に相模川沿いの柳島（いまは市内）の庄屋藤間柳菴は、屋敷内に熱海、湯河原のから原湯を海路で運びここで再生湯泉を営んでいた。今日では忘れられているが、その主人柳菴が路傍に建てた湯泉案内の標石が存しており、明治初年まで営業していたと古老の話である。また同家には原湯を桶で運んだ運賃などの文書記録が残っており、再生湯泉の流行が地方に広まった好例である。

明治初期の繁盛…

明治となり、幕末維新の戦雲がようやくおさまり、人心も安定し、世人が文明開化を口にする時代になると、動乱により一時、湯煙の絶えた再生温泉が東京市内に林立し始めたのである。石井研堂の『増訂明治事物起原』には「市内温泉の流行」の項を設けて記述してある。その引用史料には今日、にわかに手にすることができかねるものもある。

【珍奇競】に「府下の温泉場七年春ヨリ」とあり【年表】七年後、市中処々へ温泉場を開く、いずれも座敷を建てつらぬ、厨膳茶菓もあきなふ、九年ごろより多し」とあり、またその他温泉開業に関する記載多し、六年十月深川仲町万寿楼の官許温泉場のちらし、その入口の図には、洋風門の上にガス灯をえがきあり、湯質は伊豆相模七湯温泉云々、しかるに同年十一月【雑誌】第一六七号に東京府令を掲ぐ「湯花または硫黄を取沸湯候分にて、その効験無之、病症によっては不慮の患害有之、自今、温泉場取設候とも、不聞届候云云」と、されど【近世年代記】十年七月の条に「東京にて温泉作りの風呂屋流行」とあり、十六年六月版【懐中東京案内】に「有名温泉」とて挙げたもの二十八湯、同十月の第二編は四十四湯を挙げておけり、第二編の最初の五湯を引きて一斑を示す、

駒込蓬莱町、草津湯、一人前（浴価記載なし）温泉祖
浜町大椿際、万千楼、サラド湯、浴衣付一銭五厘、会席料理、三階眺望よし
蛎殻町、鎧瀬川、一人一銭五厘、二階座敷四銭、かし切卅五銭、下座敷三銭、かし切廿五銭、平常湯滝あり、料理御好次第、運動矢場一箱一銭
両国橋東際、末広亭、ミュール湯、二階浴衣付二銭、即席料理、御好次第、青柳御泊り客も致し候
本所外手町、清養軒、浴衣付二銭、即席料理御好次第櫛焼一人前廿五銭

以下之を略す。就中、ヨジーム湯と銘を打ちたるもの十一、カルルス湯二、アルカリ湯一あり、

【新詠ー温泉】難学双鴛双浴遊、温泉此段来風流、生憎一片槽中板、匹似是河隅女牛

【道百】温泉の流しも客がたへまなく、人こえ知らぬ乾く間もなし

列記の温泉の中には軽便な化学薬品による人工温泉もある。

また明治八年（一八七五）十月十三日『東京曙新聞』に

神田五軒町なる元梅屋敷の跡へ梅花軒と称する風呂屋が出来ましたが、熱海や草津などの天然に湧出する温泉場の趣向にこしらえましたので、府下に大きに珍らしく、御客が沢山あるといえることとなり、何商法でも趣向を替えて、めずらしくやらなければ流行りません

さらに十八年（一八八五年）十月二十四日『時事新報』に

駒込の草津温泉にては、浴客に慰みに供せんと明二十五日より、庭内へ高さ四丈尺余の菊にて作りたる大人形を拵へる由なるが、右人形は頼光の四天王が碁を見居る図なりと

こうなると、入浴客よりも遊覧客がめあてになる。

また『新撰東京名所図会』には明治三年から芝山内丸山の福住楼が箱根の福住の温泉を取りよせて営業するとみえ、明治十四年『改正東京案内』には、同じく当山内に磯部、和倉両温泉の営業を記している。

十八年六月廿八日『東京絵入新聞』は向島の秋葉神社奥の有馬温泉（宿泊兼料理）を紹介している。

これら東京市内で流行の再生温泉については、服部誠一著『東京新繁昌記』中の「新温泉付深川」の条は実に面白く実況を「盖しその温泉或は湯花を汲み来り、これを湯中に和すといふ。その温泉に浴するに、尋席混堂の湯に異るものにあらず、これ亦商法開化の流を汲んで、人の耳目を一洗し、以て黄金の垢を掠めんと欲するに過ぎざるのみ」と記述してあるので、明治回顧として一読をすすめる。

このように東京市内には再生温泉と化学薬品の人工温泉の繁盛が当分つづき、さらに夏には芝浦はじめ東京湾内の海水浴が流行し始め、殊に再生温泉のなかには一般銭湯と同じ料金か、幾分高いぐらいなために浴客がその方へ引きつけられ、銭湯の浴客が急減し始めた。それで、十八年六月二十七日『時事新報』は湯屋会議を報じて「普通の洗湯は自然入浴者の減少するが故に、一同協議して、値下げをなすか、或は他に方法を設けんと目下相談中なり」と、同年果して値下げしたか未詳であるが、『江東区史』によると、本所深川両区辺の湯屋は不景気とコレラの流行のため従来の一銭二厘を一銭に値下げしたと記してある。この不景気が再生温泉、海水浴の影響を指しているのかもしれない。

再生温泉は天然の湧出の温泉地の例から男女混浴であったが、江戸時代天保改革のころ、一時区別されたが、以後は混浴のまま明治に入り『朝野新聞』によると、明治九年まで「東京市内の再生温泉薬湯は男女混浴苦しからず」であったとしてある。また明治十八年十二月『親鉄釜集』第二十四号に

すたるもの——混浴禁じて汚れた薬湯

とあれば、明治十二年十月三日はじめて「東京府湯屋取締規則」が制定され、来る十八年十一月末までに江戸時代以来の柘榴口の改造に、混浴の厳禁、夜間十一時限り等の条々を定めたから、再生温泉も薬湯とともに、このとき以来混浴の禁が厳守されたものであろう。

東京市内での再生温泉はいつごろまで残っていたか未詳であるが、筆者の記憶では明治の終りか大正の初めまでは牛込区に和倉湯があり、そのころ、区内に住んでいたので、母親などは時々女中を伴うていったのを覚えている。また大正大震災前、学生のころ、上野の鶯谷辺に伊香保温泉の再生を看板する料亭「いかほ」があって会合で一、二度おもむいたことはあるが入浴はしなかった。

この前後、市内の一般銭湯のノレンに草津湯、伊香保温泉と書いてあるのを見受け、その後ラジウム鉱泉、カルシュム鉱泉等のノレンも記憶に残している。

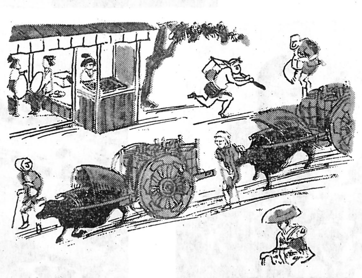

昭和に入って復活——

昭和二十六年四月東京都銀座に「東京温泉」と称する大浴場が出現した。これは太平洋戦争が終結し戦災後の復興も緒につき、人心が安定し始めた一証ともなる。思えば明治維新の内戦がおさまると、江戸時代の温泉が復活し、明治十年の西南戦争後は東京始めに再生温泉が流行林立したこととおなじである。

この東京温泉は、聞くところによると、各地の原湯の、再生温水と「トルコ風呂」を宣伝し、奇を好む都人士は異国情調のこの「トルコ風呂」に引かれて昼夜をわかたずおもむき、相当な繁盛であった。ここの「トルコ風呂」は実際のもの、例えば北京の王宮殿にあるものなどとは全く異なり、新式トルコ風呂と名づける型のもので、新聞雑誌でご覧の通りである。しかしこの風呂の浴客に接するマッサージ嬢は「ミス・トルコ」として話題になったが、これは江戸の湯屋、温泉宿にいたる湯女の系図を引くもので、その女の特別サービスに引かれておもむく客も相当にあったらしく、そのため一般の浴場は浴客をとられたということで、トルコ風呂についての規制を請願したり、その対策を考究するなどもあった。また建物が一般浴場に隣接するとて、裁判ともなったこともあった。とにかく、この東京温泉の盛況から、東京はじめ各都市でトルコ風呂専門のものが観楽辺とか公園地辺に出現した。今日ではサウナに押されてトルコ風呂の浴客の足が遠のいたというので、新設のところはあまり見受けないようであるが、一時は街中にできると風説が流れると、町内の婦人達は結束して子供教育に害あるものとして反対運動をしたことが報道された。

このトルコ風呂に代わって出現したのがサウナ風呂である。これは北欧フインランド辺を起原とし、各地に廣がり、その地の風土などによって形などを変えたが、朝鮮半島に伝わる汗蒸（はんじん）は、この系統を引くもの、これがわが国にも移入されたらしく思えるものが、江戸時代まで栄えた瀬戸海沿岸島島に残る石風呂である。さらに半島帰化人により炭釜より考案の京都の「八瀬釜風呂」もこの汗蒸の系統を引くもの。また奥州舟北端津軽半島の外ケ浜の「雁風呂」は恐らくシベリア大陸辺から直接移入されたものであろうことは既述の通りである。一般浴場は一難去り一難来るで、トルコ風呂に代わるサウナの流行で、これが対策にまたまた苦慮し、ついに一般浴場でも余地があればサウナ風呂併設となり埼玉県始め数県では、すでに実施して相当な収益をあげているということである。東京都内の浴場の一部でも多様経営としてコンクリート建数層に一階は従来の公衆浴場、二階はサウナ風呂として相当な成果をあげていると聞いている。しかし公衆浴場の歴史は千年以上もあり、トルコ、サウナはごく近時のことで、日本人には父祖以来の洗湯の味わい、その楽しさには郷愁を抱いておれば、洗湯を廃して費用のかかるトルコ、サウナにかわるようなことは絶対になく一時的な流行と思う。

（筆者武蔵工大名誉教授）

浴場こぼれ話

加入で安心　利用で繁栄
みんなで育てる生命共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

製造元　日本工業規格　通産大臣許可、優良工場　全国販売店　登録 CTS 宝 商標
小島合金製作所　東京営業所
本社　京都市南区東九条東札ノ辻町1番地　TEL (681) 9777(代)
工場　京都市南区東九条柳下町49番地　TEL (671) 0402
東京都杉並区清水町1－15－11
TEL (390) 7505

浴場用湯桶謝恩サービスセール
○新　製　品　100%ポリプロピレン　乳白色　重量300瓦　30,000個限り　特価　100円
○既　製　品　ポリプロピレン製　若草色　定価140円の品　10,000個限り　特価　100円
発売元　会津産業株式会社
東京都品川区小山5—17—19　TEL 東京(03)784—2937

主な営業品目
●湯　桶　各　種
●洗　剤（ビケンコンク）
酸　性　¥3.000
中　性　¥3.700
●洗剤用容器
200ℓ（桶60個入り）¥8.000
130ℓ（〃40　〃）¥6.000

◎全国大会と上高地
日本ライン下りの旅
1．実施日　昭和46年5月中旬
2．コース
新宿———→松本———上高地（泊）
———乗鞍岳———高山———下呂温泉（泊）
美濃太田〜日本ライン下り〜大山（大会参加）———岐阜（泊）
明治村———名古屋———東京
3．募集方法　3泊4日

定期積金　1年12回	
契約高…¥49,000	旅行費用…¥37,500
毎月掛金…¥4,000	※定数になり次第締切らせて頂きます。

◎黒四ダム・高山黒部の旅
1．実施予定　昭和46年7月中旬
2．コース
新宿———上諏訪———白樺湖———浅間温泉（泊）
———扇沢———黒部ダム———黒部平〜〜大観峰———
宝堂—立山パークライン—美女平—富士—永見（泊）
—和倉（泊）現地解散　3．応募方法　3泊4日

定期積金　1年12回	
契約高……¥36,760	旅行費用……¥34,000
毎月掛金……¥3,000	※定数になり次第締切らせて頂きます。

◎秋の道南めぐり
1．実施予定　昭和46年10月中旬
2．コース　羽田→千才—月寒—札幌—朝里川温泉（泊）——小樽——ニセコ積丹—洞爺湖温泉（泊）室蘭——白老——登別（泊）—長方部—湯の川温泉（泊）大沼公園——函館——→東京
3．募集方法　4泊5日

定期積金　1年12回	
契約高……¥61,270	旅行費用……¥59,500
毎月掛金……¥5,000	※定数になり次第締切らせて頂きます。

東浴信用組合　TEL (862) 6241(代)

—東信よりお知らせ—
2月1日より1年半定期預金を取扱っております。
100万円で91,500円の利息がつく！
（期間1年半　年利6.1%（優）の場合）
少額貯蓄非課税制度（優）のおすすめ
（優）制度はいままでどうり、お1人100万円まで非課税扱いとなる有利な制度です。
（優）制度をまだご利用でないお客様や非課税枠に余裕のあるお客様は、この際、この優遇制度を十分に御活用になられる事をおすすめします尚、非課税枠を超過したりして申告書が無効になった場合には非課税の優遇が受けられなくなりますから正しく申告し、間違いのないよう御手続き願います。

丸ハダカになろう 過保護を返上しよう

寺島儀久

行政改革審議会委員の中山伊知郎氏の答申の一部にこのような発言があった。公衆浴場は認可制でなく簡単な届出制にしたらどんどん浴場も新設され、入浴料金もそれによって下がるのではないかと。

昨年の暮れ消費者物価値下げ運動と称して首相官邸に佐藤さんを訪れた主婦連代表は「公衆浴場は保護され過ぎるから甘えている、過保護をやめよ」という陳情が野菜やカラーテレビなどの問題といっしょに話題にされた。さて、われわれ公衆浴場業者の過保護とは一体何をさすのか、考えられるのは次のことだ

一距離制限

二認可制

三物価統制令

こまかいことは他に多少あろうが、以上の三点が主だと思う。

一の距離制限は一定の距離を保つて入浴客の不便のないようにとの配慮と、乱立しては浴場業者の経営が成り立たないという理由によって、廃止された僅かな時期はあったが、長い間公衆浴場法に定められた条例の一つである。

二の認可制は昔からあった制度で、わが愛知県のごときは戦前浴場組合長の印がないと新設の届けができないといった時代もあって、今日まで続いている。

三の問題は料金で、勝手に自分で定められない公共料金と称して官庁が決め、戦後は最高料金を定めてこれを実行させている。国民大衆のふところ具合を考えてなるべく大きな負担をかけないという当局の配慮もあったと思う。しかし当面浴場業者の不当な値くずれ競争を助けた行政指導であったということも否めない事実であろう。かく考えてみると、いかにも妥当な納得のゆく過保護制度のように外部からみえるだろう。

時は移った。そして変わった。まず先般私が発表したように公衆浴場の前途はこれまでと異ってがらりと変わりつつある。私たち業者のなかでも頭の切り換えができない人も多い。ましてや外部からみた場合いろいろのことをいうのは無理からぬことかもしれない。しかし余りにも識者、有名人としての見解が乏しいのをまのあたりみて、慨歎にたえないのは私一人ではあるまい。さきの中山伊知郎先生のお話は頭のなかがうたがわれる。今日公衆浴場を建設するに土地から求めれば最低五千万円、ところによっては一億円を越える場合もあろう。今日の収入と果たして見合うかどうか、計算したことがあるだろうか。主婦連代表にしても、何人の人が公衆浴場を利用して、その経営状況を知っているのか、入浴料十円の赤ちゃんはどのくらいお湯を使うか、洗髪には上がり湯をどれだけ使用するか、おそらく何もわかっていまい。

さて、世界の経済大国日本。国民総生産では自由諸国で第二位、共産国を入れても世界で第三位、一月二十二日通常国会での佐藤一郎企画庁長官の財政演説によれば、日本は低開発国への援助額が世界で第四位になるという。その折りも折り過保護を受けて商売をしているなんてなんと情けないことであろう。低開発国なみ最低級の業といわざるをえないだろう。

さきに神奈川県が神奈川方式をとなえて朝日新聞紙上に新しい入浴料金の算定試案が報ぜられていた。私は泣いた。要約すると次のようだ。

入浴料金のうち大人を四十円にしてやりたいが、東京など最高三十八円であるからできない。他府県が四十円になるまで神奈川県で差額二円を負担しよう、そして他府県が四十円に足なみがそろったら、その二円の負担をやめるというもの。ちょっと見にはなかなかいい案ではないかと思う人も多かろう。だが、私は反対だ。地域によっては五十円でも、八十円でも、入浴料の取れるところがあろう。地域によっては現行料金でよろしいというところもあろう。

ここで私は距離制限、認可制、物統令を全部返上することを提案する。そうすれば過保護を受けているというそしりもまぬがれよう。われわれ浴場業者は自由になるのだ、まるはだかになって七十年代の経済の嵐に立ちはだかっていくのだ。ちょっと待て、お前のいう距離制限、認可制はまあともかくとして、物統令すなわち料金を自由にしたらどういうことになる、無茶なことをいうなとおしかりをちょうだいするだろう。しかし私は反発する。豆腐屋さんをみろ、名古屋は昨秋一丁十円値上げして四十五円だ。理髪屋さんをみろ、いくたびといっていいくらい一度に五十円、百円と上げて、今日では最低六百円だ。何々プレス、何々ヘヤーといって一人千五百円も払っていく若者もいる。

われわれ浴場業のなかには料金が自由になったら低料金競争をする者が出てくると心配の向きもあろう。その人たちは社会奉仕と思ってやらせたらよい。そしてやりたければ自分もやればよい。破産か、倒産の近道として最上の方法だ。転廃業が早くできるんだから。過般の浴場新聞紙上第二世の座談会のなかで、東京都の湯札発行問題で某君がいっていた湯札発行には基本的には賛成だが料金がくずれることを心配する、これが問題点だと。なんと悲しい情ない根性だろう。浴場業者の二世はそんな肝っ玉の小さいやつばかりだろうか。もう若い人の、元気のある人のやる商売ではない。浴場よ一度はだかになれ、まっぱだかになれ。そして今日の日本の経済情勢とにらみ合わせて、どうあるべきか、考え直せ。官僚の下で二円、一円と争っているときではない。何もかもすっぱり返上しよう。組合も解体し、組織もなくして、きっぱりはだかになろう。都民の要望も出よう、市民の声も出よう。公衆浴場が必要かどうかは都民市民に決めてもらおう。官僚の小手先による料金算定、行政指導、お座なりの官庁通達などもうあきた。本当に公衆浴場はどうあるべきか、課題は多かろうが、一度主権在民の民衆の手に委ねて再出発するときがきたと私は確信する。

浴場業を最後として死んでゆく私のハラの底からにじみ出るほとばしりだ。

（名古屋市浴組）

浴場用地の高度利用
経営近代化のために!!
資金、建築、一切無料応相談
東京都渋谷区渋谷２－22－14
日本都市近代化株式会社
代表取締役　郷司浩平
TEL407－5471代～3

環境変化へ適応

吉田信邦

昭和四十一年七月、私どもの公庫で始まった環衛業への特別貸付も環衛公庫の設立以来急速な発展をとげられ、同公庫の貸付残高が四十五年末には千二百億円を超えるに至ったことは、業界のために御同慶に堪えません。今日、私どもの公庫では、環衛公庫の受託機関として環衛業界の最も大衆的な方々への貸付けを行っておりますが、四十五年末の残高は件数で一八七千件（全体の九七・四％）、金額で一、〇三九億円（全体の八四・六％）に達しております。私ども公庫としては、環衛公庫の代理人として、本来業務と全く同じ気持で努力しており、業界の皆様に愛される窓口となってまいりたいと心掛けております。

さて、本年はいろいろな意味で経済環境の変化が伝えられております。第一は景気動向の変化であって、昭和四十一年以来上りつづけて来た景気が昨年末から急激に鎮静しはじめて来たことです。第二は賃金上昇の問題で、景気が停滞しても賃金は上り続けるのではないかという心配です。第三に、そうした場合賃金上昇分を値上げでカバーすることになれば、賃金と物価のシーソー・ゲームになるのではないかという心配、さらに資本や貿易の自由化が進み、新しい競争相手がふえるのではないかという不安もあります。

このように述べて来ると、まるで不安にとりかこまれているように見えますが、私は反対にこのような時期こそ、経営の体質をぐっと引締めるよいチャンスだと思います。景気が上昇しつづけているときは、設備の拡張をすればそれに応じて売上げがふえるというようなことで、安易な拡張が行われやすい。それだけに景気の停滞時こそ、じっと腰を落ちつけて、どうやって人手を省くか、コストを下げるか、売上げをふやすかなどの方法を考える時だと思います。

私は一昨年来、一九七〇年代は中小企業をとりまく環境の激変期であり、中小企業の生きる途はこの変化に如何にして適応するかということにつきると主張しつづけております。幸いに、環衛業界は二、三の例外の業種もありますが、比較的めぐまれた環境にあります。日本経済の高度成長はわが国民の消費水準を著しく引上げました。消費水準の上昇は、物の消費だけではあきたらず、サービスの消費を増大させます。

環衛業種は、いずれも消費者に直接サービスをするのが商売ですから、今後とも成長をつづける花形業種ともいえましょう。それだけに業者数も多く競争が激しいわけですが、この消費水準上昇とそれに伴う消費パターンの変化への適応が何よりも大事だと思います。

（国民金融公庫副総裁、かんえい公庫だより第二号から転載）

これでよいか相続の矛盾

岡島武夫

今度の税制改正で妻の座がちょっぴり高くなるといわれている。相続について妻の控除額が少し多くなるというのである。しかし、こんなことぐらいで、ことがすむものではない。業界の相続問題についても他にも不合理と思われるものがたくさんあるのである。

浴場建物はおじいさんの所有であり、父もいるけれど、その息子もいる場合、若手たる息子さんが働いて借金を返していないながら相続のときは、父のものとなり、実際に働いていた息子には一銭もこないことになってしまい、父の相続のとき、はじめて自分のものになるが、結局自分で働いて残した財産を相続するのに税金を納めなければならないことになる。兄弟でもいれば全部は自分のものにならないのである。これなどはまだよい方で、もっとひどいものもある。

浴場は父のもの、その息子に嫁をもらって子供ができたが、嫁の夫たる息子が死亡してしまった。後に残ったのは年をとった夫の父と、小さい子供であった。嫁さんはこれらの家族をかかえ一生懸命に働いてやっと借金も終り、やれこれからというときになって夫の父が死亡してしまったのであるが、さて相続になって驚いてしまった。

一生懸命に働いた嫁さんには一切相続権がないのである。自分の子供には少しは権利があるが、すでにお嫁にいっている夫の妹や、別に世帯を持っている夫の弟に財産がいってしまうのである。

この人たちが世帯を持つときには結構お金をかけてやったのであったが、それとこれとは別というわけである。この嫁さんは、また大きな借金をして、義弟や義妹に財産を分けてやり、ともかく浴場だけは自分の子供の名前にしたが嫁さん自身はとうとう何にも残らなかったのであり、また明日から自分の子供のためにせっせと働いて借金を返さなければならないのである。こんな話もある。弟が世帯を持つので、兄が家を作って贈与してやった。この建物を作るについては、兄は借金をしたのである。しかし弟は結婚はしたが、妻を籍に入れていなかったし、子供も生まれなかった。世の中は都合よくいかないもので、この弟さんが突然死亡してしまった。さて相続となると妻は籍が入っていないので相続権がなく、死亡した人には子供がいないので、この人の兄弟が相続することになってしまう。

兄さんは借金して弟に家を作ってやったのに、またその相続で自分と他の兄弟に家の所有権が移るのであるが、弟の嫁さんが住んでいる家を共有にしても、家賃を取れるわけでなく、しかたがないので他の兄弟にお金を払って家屋の相続権を放棄してもらい、税金だけを払って、弟の嫁に贈与するはめになったのである。嫁さんはこの贈与税を払う資力がないから、この税金分もみてやらなければならないようである。まったく踏んだり蹴ったりであった。

（東浴）

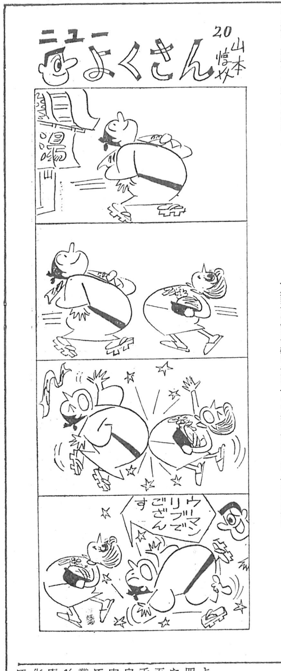
ニューよくさん
20
山本惇牧
湯
ウーマンリブでござんす

公衆浴場と自由化

共存こそ生きる道

資本自由化の波が各業界に打ちよせているが、環境衛生関係でも四十二年七月の第一次自由化で洗たく業（リネンサプライに対して五〇％自由化）飲食店（資本金五千万円以上の西洋料理店に五〇％自由化）四十四年三月の第二次自由化で飲食店（風俗営業をのぞいて一〇〇％自由化）理容業、美容業、旅館、ホテルはすべて一〇〇％自由化、卸売業、単独専門小売店、興行場はいずれも五〇％自由化、四十四年九月の第三次自由化では風俗営業をふくめて飲食店は一〇〇％自由化、単独総合小売店は五〇％自由化となった。ところがよくみると、おどろいたことに公衆浴場も第三次で特殊浴場だけ一〇〇％自由化されているのである。ただし、自由化によって外資系の進出は、浴場ではゼロである。つまり特殊浴場であっても、外国資本からみると、まことに魅力のない企業なのである。まして、公衆浴場となると、外国資本に一〇〇パーセントの進出を認めたところで、手を出してくるものは好きはないだろう。

資本自由化を防ごうとして悲壮とも思われる運動を続けている業界の実情も察するにあまりあるが、外国資本に見向きもされない業界は、むしろ逆境に追い詰められた典型といってよい。こう考えると、資本自由化に反対だ、時期が早ぎるといって運動を続けている業界がうらやましくなる。外資にも相手にされない業界ではあるが、せめて業者同士の足の引っぱり合いをやめて、共存の環境だけは育てていきたいと思う。心がまえ次第で共存をめざすことができる業界、公衆浴場はそういう立場にあることを、みんながあらためて認識しようではないか。

（東浴　SM生）

川柳

大川三尾

上がり湯の数を番台眼でかぞえ
番台の小銭の音も春となり
業として裸婦いる隅に桶洗う
常連の客が世辞言う仕舞風呂
浴場の危機決算にあからさま
お役所の合理化は金がいり
業の智恵食い入って読む業界紙

（埼玉県浴加須支部）

お客さんから標語の募集を

武蔵生

経営が苦しいからといって、お客さんだけには明るいふんい気をあたえたいもの。つまらないことのようだが、明るい浴場を表現する標語をお客さんから募集したらどうだろうか。当選標語を掲げれば、イヤでもお客さんに不快感をあたえるような言動はできないと思う。サービスをおこたるわけにいかないという心がまえを、標語によって業者が植えつけられる。いうならば、業者にとってムチの役割を標語に求めたいというわけである。古くさいというかもしれない。新鮮さがないというかもしれない。しかし、あたりまえのことをやらないでいるのが浴場の共通点ではないだろうか。必要なのは、私たち自身に対する〝いましめ〟だと思う。

（埼玉県浴）

ハイニット　重油添加剤
■バーナーの調子がピタリ一定!!
■スラッジ障害を防止し完全燃焼を促す。
■今までの経費の20％以上の利益が得られる。
煙突掃除剤　カーボンクリーン
■カーボンクリンを１週１回燃焼中のボイラーの炉内に入れるだけでＯＫ．
■煙突はキレイになって完全燃焼・火力倍増!
スキトウル　赤錆防止剤
■お湯や水が赤くなっていませんか？
■毎日僅かの使用で赤錆は出なくなり釜の内側に皮膜を作って錆の発生を防ぎ釜の寿命も延ばす。
東京珪藻土工業株式会社〒151
東京都渋谷区千駄ケ谷５－１
電（352）3466（代）

目黒廻転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
目黒製作所
本　社　東京都中央区湊町１－４
TEL 東京(03)(551) 5513・2741
横浜支社　横浜市神奈川区松本町25
TEL (49) 5063
北海道支社　札幌市菊水西町六丁目
TEL (81) 6131～3

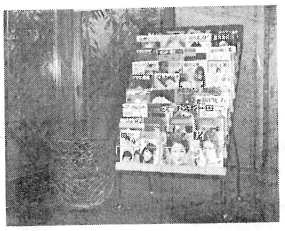

スペースをお借し下さい
完全な委託販売ですので、仕入、返品の手数は一切お掛け致しません。
現在都内の各浴場に週刊誌、雑誌をスタンドケースに設置し販売させていただき、お店にもお客様にも大変喜ばれて好評です。
※御一報賜りますれば、係員が直ちに参上し御説明申し上げます。
株式会社　京王
東京都千代田区三崎町2－19－8 〒101 (03)264－0791

3月8日(日) 午前9時～午後5時
第7回 大展示即売会！
後楽園ホール5・6階　〈水道橋下車スグ〉〈入場無料〉〈現金不要〉
浴場用品用具のデパート 株式会社 北海屋
TEL(983)9201～7夜・休(611)5093

加入で安心. 利用で繁栄
みんなで育てる生命共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番２号

mutuwa
皆様のムツワ湯桶
・髪洗桶・腰掛・洗剤（エースワン）
特約代理店
岐阜市浴場組合　岐阜市鍵屋西町１－75 TEL 0582(52)1456
小川商事　東京都北多摩郡久留米町１－５－21 TEL 0424(71)5417
楢屋商店　東京都台東区楠場263 TEL 03(872)3779
丹羽商事社　群馬県桐生市東１－５－35 TEL 0277(45)1819
発売元
有限会社 睦和商事　本社　〒104 東京都中央区築地２－15－15　TEL 03(543)2896～8

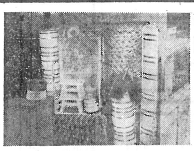

浴場用具一式
製造販売
地球束子
製造販売
営業品目
藤籠竹籠・子供寝台・桶各種
足拭・束子・刷子・槙肌・肌拭
磨砂・クレンザー粉石鹸
駒形屋商店
東京都墨田区墨田一丁目一番十六号
電話（611）7323番（612）6953番
振替口座　東京　74113番

40年の技術と信用
タイルのフヂイ
最新型のタイルと経験豊かな
技術で浴場の近代化を…………
浴場タイル工事専門店
株式会社 藤井タイル工事店
東京都北区滝野川７丁目７番３号
TEL(916)3151（代表）～５番
どんなに小さな工事でもお気軽に御相談下さい
御一報直ちに参上致します

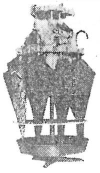

回転式傘立台

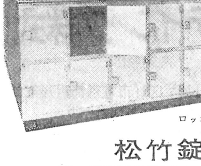

ロッカー

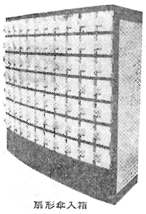

扇形傘入箱

ロッカー・錠前の専門メーカー
精密度は抜群!!
好評のアフターサービス
ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠
ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止製
松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井４－１－２　電話　本社(771)7477 (771)9687
工場　東京都品川区戸越３－10－12　工場(781) 5472 (782)9186

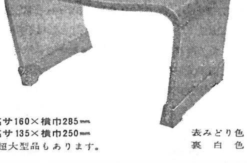

永久腰かけ
構造＝厚さ0.5㎜の硬質樹脂板20枚を１枚に溶着
驚異的に強く。美しく。手入れはらくです
営業用として東京・大阪の全浴場で御愛用下さり、知らぬ方なしと申して過言でない逸品であります。
製造元　池島製作所
大阪市生野区林寺町３丁目235
TEL 大阪（716）6489
普通型　巾150×高サ160×横巾285㎜
小　型　巾130×高サ135×横巾250㎜
その他トルコ用の超大型品もあります。
表みどり色
裏白色

公衆浴場はどう利用されているか

東京都経済局調査

公衆浴場に対して都民はどのような意見や要望を持っているか、これを行政機関に対するものと、浴場に対するものとにわけてみると、つぎのようになっている。料金が高すぎるという意見と、料金の安定をはかるため都が浴場に対して補助してほしいという意見が多数を占めているのが、とくに注目される。（カッコ内は回答数）

料金安定のために 都の助成策が必要

行政機関に対する意見要望

①料金関係

高すぎるから、もっと安い料金で利用できるようにしてほしい（一六）

値上げを極力おさえるため、燃料を安く供給する対策が必要と思う（一）

地域によっては利用者が少なく経営が困難ときくが、地域別あるいは利用者の多少によって料金差を設けたらどうか（三）

中学生は中人料金にしてほしい（一）

夏場は低料金でシャワーだけの利用ができれば便利（一）

料金の安定をはかるため、都は浴場に対して、なんらかの形で補助してほしい（一四）

夏期と冬期に料金をわけることがよい（四）

安い料金で経営がなりたつ浴場もあるから、料金改正にあたって十分調査してほしい（四）

乳幼児のサービスはぜひ必要である。小人料金には着付などのサービス料をふくめて中人と同額にしてはどうか（二）

②その他

乳幼児の世話をするお手伝いさんの謝礼に気をつかうので料金制にしたほうがよい（四）

安く、衛生的にも安心できる公営の浴場を設置してほしい（二）

廃業で付近に浴場がない不便な地域には公営浴場を設けてほしい（四）

距離制限をやめ、もっと浴場をふやしてほしい（六）

衛生面の監視を強化してほしい（一八）

浴場によって設備やサービス面で、あまりにも差があり、料金だけ統一するのは不合理である（四）

浴場がビルの三階にあるので、非常の場合を考えると不安である（一）

公衆浴場に対する意見要望

①衛生関係

汚水の流れをよくするようにしてほしい（八）

洗いおけを清潔に（一三）

脱衣場を清潔に（一四）

足ふきマットを清潔に（五）

あがり湯に水アカのようなものがまじっていて不衛生だから改善してほしい（八）

脱衣場のカゴがきたない（二）

おそいためか、湯のよごれがひどい、いつも浴そうから湯があふれるように（一三）

脱衣箱をよく掃除して清潔にしてほしい（七）

便所を清潔に（六）

②設備関係

脱衣箱にカギをつけてほしい（二）

シャワーを設けてほしい（一九）

ベビーベッドを設けて（増設）ほしい（九）

時計を洗場からみえる位置につけてほしい（三）

洗場にクズ入れを設ける（三）

石けんや小物をおく台を設けてほしい（三）

浴室の出入口に足を洗う水を常に出してほしい（三）

脱衣箱をふやす（二）

脱衣場に扇風機を（二）

脱衣場にイスを（二）

洗いオケの数をふやす（二）

建物が古く、冬は風が入って困る（二）

洗髪料が無料になってから洗髪用オケがなくなり不自由だ、従前のようにオケをおいてほしい（一二）

器具の故障を早く修理してほしい（二）

衣類入れをロッカー式にしてほしい（二）

脱衣場に洗面所を（二）

脱衣箱はカゴぐるみ入るものにしてほしい（二）

③サービスその他

従業員の接客態度がよくない、改めてほしい（七）

料金は上がったが、サービス面が少しもよくならない（七）

一週間に一度でもよいから朝風呂を（二）

開業時間を正午ないし一時ごろに（七）

夏は終業時間を延長してほしい（二）

他人に迷惑をかけるような客は入れないでほしい（六）

タオルを浴そうに入れないよう注意してほしい（二）

入浴前に体をよく洗わずに汚れたまま入る人が多い、みやすい場所に子供でもよくわかるような入浴心得を掲示して徹底してほしい（四）

混んでいるときは、入口にその旨を掲示してほしい（二）

浴そうの湯は常時適温に（四）

上がり湯やシャワーの湯は常時適温に（六）

上がり湯が十分に使えるようにしてほしい（七）

常時利用者に対するサービスとして回数券の発行を（九）

入浴定期券のようなものを発行してほしい（一）

子供の教育に困るような映画のビラなどは掲げないように（二）

女湯には男子従業員を出入させないように（二）

人手不足と思うが、乳幼児の世話をするお手伝いさんをぜひおいてほしい（二五）

乳幼児の世話をするお手伝いさんに対する謝礼を廃止し、平等にサービスを（一七）

脱衣場で牛乳やジュースの販売をやめてほしい（一八）

定休日がいっしょでは困る（二）

煙突の媒煙で洗たくものがよごれて困る、すぐに改善してほしい（一〇）

古木材や空箱などの処置に困っている、浴場で燃やしてほしい（三）

タイルで幼児がすべって危険なので、なんとか工夫を（三）

日常利用している公衆浴場の衛生状態等はどうか

事項（地区別）		区部	市区部	全都
(1) 浴そうのお湯は	きれい	(60.0) 117	(60.0) 9	(60.0) 126
	少しよごれている	(33.3) 65	(20.0) 3	(32.4) 68
	よごれがひどい	(4.1) 8	(—	(3.8) 8
	無記入	(2.6) 5	(20.0) 3	(3.8) 8
	回答者数	(100.0) 195	(100.0) 15	(100.0) 210
(2) 浴そうのお湯の量は	いつも浴そうからあふれている	(36.9) 72	(33.3) 5	(36.7) 77
	浴そうからあふれていることが少ない	(46.2) 90	(33.3) 5	(45.2) 95
	浴そうからあふれていることがない	(12.8) 25	(13.4) 2	(12.9) 27
	無記入	(4.1) 8	(20.0) 3	(5.2) 11
	回答者数	(100.0) 195	(100.0) 15	(100.0) 210
(3) 上がり湯の出ぐあいは	十分である	(53.3) 104	(40.0) 6	(52.4) 110
	時々出の悪いときがある	(43.1) 84	(40.0) 6	(42.9) 90
	いつも出が悪い	(1.5) 3	—	(1.4) 3
	無記入	(2.1) 4	(20.0) 3	(3.3) 7
	回答者数	(100.0) 195	(100.0) 15	(100.0) 210
(4) 脱衣場は	きれい	(52.8) 103	(53.3) 8	(52.8) 111
	少しよごれている	(39.5) 77	(20.0) 3	(38.1) 80
	よごれがひどい	(4.6) 9	(6.7) 1	(4.8) 10
	無記入	(3.1) 6	(20.0) 3	(4.3) 9
	回答者数	(100.0) 195	(100.0) 15	(100.0) 210

一年以内に自家風呂を設置する計画があるか（自宅に浴場がない者）

理由（地区別）	区部	市郡部	全都
計画がある	(9.6) 20	(33.3) 5	(11.3) 25
計画がない	(86.5) 179	(60.0) 9	(84.7) 1 188
無記入	(3.9) 8	(6.7) 1	(4.0) 9
回答者数	(100.0) 207	(100.0) 15	(100.0) 2 222

その理由

理由（地区別）		区部	市郡部	全都
計画がある者	公衆浴場では支出が大きいから	(20.0) 4	—	(16.0) 4
	公衆浴場では不便だから	(10.0) 2	(60.0) 3	(20.0) 5
	公衆浴場では衛生上よくないから	(5.0) 1	—	(4.0) 1
	その他（　）	(65.0) 13	(40.0) 2	(60.0) 15
	無記入	—	—	—
	回答者数	(100.0) 20	(100.0) 5	(100.0) 25
計画がない者	住宅事情から設置したくてもできない	(71.5) 128	(66.7) 6	(71.3) 134
	風呂設置資金がない	(3.4) 6	(11.1) 1	(3.7) 7
	近くに公衆浴場があり便利だから	(17.3) 31	(11.1) 1	(17.0) 32
	公衆浴場の方が経費がとくだから	—	—	—
	その他（　）	(5.0) 9	(11.1) 1	(5.3) 10
	無記入	(2.8) 5	—	(2.7) 5
	回答者数	(100.0) 179	(100.0) 9	(100.0) 188

公衆浴場の利用状況

利用状況（地区別）		区部	市郡部	合計
自家風呂のある者	ア．経費の面でとくだから、常時利用している	(1.0) 5	(1.6) 3	(1.2) 8
	イ．子供等と月に1、2回利用している	(7.9) 40	(3.7) 7	(6.8) 47
	ウ．洗髪等のために月に1、2回利用する	(1.0) 5		(0.7) 5
	エ．利用していない	(75.6) 381	(78.2) 146	(76.3) 527
	オ．その他（　）	(5.4) 27	(5.3) 10	(5.3) 37
	カ．不明	(9.1) 46	(11.2) 21	(9.7) 67
	回答者数	(100.0) 504	(100.0) 187	(100.0) 691
自家風呂のない者	キ．常時利用している	(91.8) 190	(80.0) 12	(91.0) 202
	ク．社宅、近所等の家族風呂を利用しているので利用していない	(2.9) 6	(13.3) 2	(3.6) 8
	ケ．その他（　）	(4.3) 9	(6.7) 1	(4.5) 10
	コ．不明	(1.0) 2		(0.9) 2
	回答者数	(100.0) 207	(100.0) 15	(100.0) 222

洗髪回数はどのくらいか

地区	区分（回数）	2日に1回	3日に1回	4日に1回	5日に1回	6日に1回	7日に1回	8日に1回	9日に1回	10日に1回	無記入	回答者数
区部	公衆浴場常時利用者 洗髪料5円のとき	(0.5) 1	(16.4) 32	(17.9) 35	(25.6) 50	(15.9) 31	(19.0) 37	(0.5) 1			(4.1) 8	(100.0) 195
	公衆浴場常時利用者 洗髪料が無料になってから	(2.1) 4	(23.6) 46	(16.9) 33	(25.6) 50	(11.3) 22	(16.4) 32				(4.1) 8	(100.0) 195
	公衆浴場利用以外の者	(0.4) 2	(10.6) 55	(16.4) 85	(25.0) 129	(12.1) 62	(23.8) 123	(0.4) 2	(0.2) 1	(1.6) 8	(9.5) 49	(100.0) 516
市郡部	公衆浴場常時利用者 洗髪料5円のとき		(13.3) 2	(20.0) 3	(13.3) 2	(6.7) 1	(20.0) 3				(26.7) 4	(100.0) 15
	公衆浴場常時利用者 洗髪料が無料になってから		(13.3) 2	(20.0) 3	(26.7) 4	(6.7) 1	(6.7) 1				(26.6) 4	(100.0) 15
	公衆浴場利用以外の者	17	(9.1) 27	(14.4) 54	(28.9) 17	(9.1) 50	(26.7) 2	(1.1)		(1.1) 2	(9.6) 18	(100.0) 187
全都	公衆浴場常時利用者 洗髪料5円のとき	(0.5) 1	(16.2) 34	(18.1) 38	(24.8) 52	(15.2) 32	(19.0) 40	(0.5) 1			(5.7) 12	(100.0) 210
	公衆浴場常時利用者 洗髪料が無料になってから	(1.9) 4	(22.9) 48	(17.1) 36	(25.7) 54	(11.0) 23	(15.7) 33				(5.7) 12	(100.0) 210
	公衆浴場利用以外の者	(0.3) 2	(10.3) 72	(15.9) 112	(26.1) 183	(11.2) 79	(24.6) 173	(0.6) 4	(0.1) 1	(1.4) 10	(9.5) 67	(100.0) 703

住宅別公衆浴場の利用状況

住居別（地区別・利用別）	区部 常時利用	区部 非利用	区部 計	市郡部 常時利用	市郡部 非利用	市郡部 計	合計 常時利用	合計 非利用	合計 計	構成比(%)
持家	(16.2) 50	(53.8) 257	(100.0) 307	(3.0) 3	(97.0) 97	(100.0) 100	(13.0) 53	(87.0) 354	(100.0) 407	44.6
借家	(48.2) 27	(81.8) 29	(100.0) 56	(9.5) 2	(90.5) 19	(100.0) 21	(37.7) 29	(62.3) 48	(100.0) 77	8.4
個人経営アパート	(67.3) 66	(32.7) 32	(100.0) 98	(62.5) 5	(37.5) 3	(100.0) 8	(67.0) 71	(33.0) 35	(100.0) 106	11.6
公社、公団住宅	(7.4) 2	(92.6) 25	(100.0) 27	(4.5) 1	(95.5) 21	(100.0) 22	(6.1) 3	(93.9) 46	(100.0) 49	5.4
公営住宅	(31.7) 13	(68.3) 28	(100.0) 41	(14.3) 3	(85.7) 18	(100.0) 21	(25.8) 16	(74.2) 46	(100.0) 62	6.8
官公、社宅、職員寮	(11.4) 14	(88.6) 109	(100.0) 123	—	(100.0) 21	(100.0) 21	(9.7) 14	(90.3) 130	(100.0) 144	15.7
同居、間借	(46.2) 12	(53.8) 14	(100.0) 26	(25.0) 1	(75.0) 3	(100.0) 4	(43.3) 13	(56.7) 17	(100.0) 30	3.3
その他	(28.6) 2	(71.4) 5	(100.0) 7	—	(100.0) 1	(100.0) 1	(25.0) 2	(75.0) 6	(100.0) 8	0.9
不明	(34.6) 9	(65.4) 17	(100.0) 26	—	(100.0) 4	(100.0) 4	(30.0) 9	(70.0) 21	(100.0) 30	3.3
計	(27.3) 195	(72.7) 516	(100.0) 711	(7.4) 15	(92.6) 187	(100.0) 202	(23.0) 210	(77.0) 703	(100.0) 913	100.0

収入階層別公衆浴場の利用状況

収入階層（地区別・利用別）	区部 常時利用	区部 非利用	区部 計	市郡部 常時利用	市郡部 非利用	市郡部 計	合計 常時利用	合計 非利用	合計 計	構成比(%)
50万円未満	(83.3) 5	(16.7) 1	(100.0) 6	—	—	—	(83.3) 5	(16.7) 1	(100.0) 6	0.7
50万円～80万円未満	(55.4) 41	(44.6) 33	(100.0) 74	(18.8) 3	(81.2) 13	(100.0) 16	(48.9) 44	(51.1) 46	(100.0) 90	9.9
80万円～100万円未満	(43.9) 54	(56.1) 68	(100.0) 123	(16.1) 5	(83.9) 26	(100.0) 31	(38.3) 59	(61.7) 94	(100.0) 153	16.8
100万円～160万円未満	(23.6) 73	(76.4) 235	(100.0) 309	(6.4) 6	(93.6) 88	(100.0) 94	(19.6) 79	(80.4) 323	(100.0) 402	44.0
160万円以上	(9.6) 18	(90.4) 170	(100.0) 188	(1.7) 1	(98.3) 57	(100.0) 58	(7.7) 19	(92.3) 227	(100.0) 246	26.9
不明	(30.8) 4	(69.2) 9	(100.0) 13	—	(100.0) 3	(100.0) 3	(25.0) 4	(75.0) 12	(100.0) 16	1.7
計	(27.3) 195	(72.7) 516	(100.0) 711	(7.4) 15	(92.6) 187	(100.0) 202	(23.0) 210	(77.0) 703	(100.0) 913	100.0

公衆浴場は自宅からどのくらい離れているか（公衆浴場常時利用者）

項目	地区別（距離）	100m未満	100m以上200m未満	200m以上300m未満	300m以上400m未満	400m以上500m未満	500m以上	無記入	回答者数
(1) 一番近い公衆浴場は	区部	(35.4) 69	(30.8) 60	(11.8) 23	(9.7) 19	(5.6) 11	(4.6) 9	(2.1) 4	(100.0) 195
	市郡部	(20.0) 3	(13.3) 2	(26.7) 4	—	(20.0) 3	—	(20.0) 3	(100.0) 15
	全都	(34.3) 72	(29.5) 62	(12.9) 27	(9.1) 19	(6.7) 14	(4.3) 9	(3.2) 7	(100.0) 210
(2) 日常利用する公衆浴場は	区部	(33.3) 65	(27.7) 54	(10.8) 21	(10.8) 21	(8.2) 16	(7.2) 14	(2.0) 4	(100.0) 195
	市郡部	(20.0) 3	(13.3) 2	(26.7) 4	—	(13.3) 2	(6.7) 1	(20.0) 3	(100.0) 15
	全都	(32.4) 68	(26.7) 56	(11.9) 25	(10.0) 21	(8.6) 18	(7.1) 15	(3.3) 7	(100.0) 210

自家風呂の有無

有無（地区別）	区部	市郡部	合計
ある	(70.9) 504	(92.6) 187	(75.7) 691
ない	(29.1) 207	(7.4) 15	(24.3) 222
回答者数	(100.0) 711	(100.0) 202	(100.0) 913

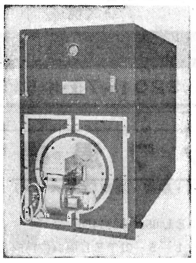

創立50周年記念セール実施中
日本最高の生産と技術を誇るマッセイ
新発売
—浴場ボイラ　MS—900—
煙管式でも水管式でもない本格的輻射熱利用の煙突のいらない高速・高能率ボイラ
—MS バーナー—
廃油も焚け、その上大変安価な全自動ガンタイプバーナー
公害防止に、自動化に
—パッケージサウナ—
組立時間、わずか2時間、安価で安全な組立式サウナ
—その他—
MS500、600、700、808等浴場の条件に適したボイラを選んで下さい。　カタログ無料進呈
—浴場の自動化、近代化、立体化—
経騒の豊かなマッセイは計画から施工迄建築から部品まで総てのご相談に応じま。す皆様のコンサルタントマッセイを御利用下さい。
松清コオルヒイテイング株式會社
本社　京都市南区東九条西山王町10〒601（市電京都駅八条口停留場前）TEL(075) 681局6591代表－6
槇島工場　宇治市槇島町千足63　〒611　TEL(0774)21局2473・4515
東京営業所　東京都渋谷区初台1－32〒151TEL(03)(370) 1857・2326－7
九州業務所　熊本市東水前寺町 300－5　〒862　TEL(0963)(64)6215
出張所　札幌・青森・新潟・富山・金沢・高松・広島・下関・沖縄

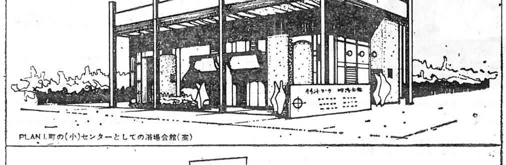

PLAN I.町の（小）センターとしての浴場会館（案）

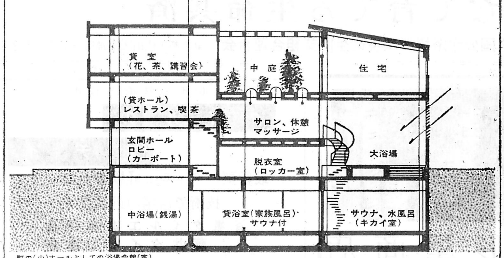

町の（小）ホールとしての浴場会館（案）
浴場経営者への提案——
敷地を十二分に生かした多角経営《財産づくり》はいかがですか!!
こんなプランはどうでしょう《町のセンターとしての浴場会館》
このプランは、半公共的施設として近隣住区の中心に位置します。今までのように、内風呂のない人を対象にするのではなく、積極的に内風呂をもつ人をも対象にして、町の小センターとしての性格を持たせ、人々のいこいの場、サークル活動の拠点としてとらえてみました。
年々土地の価格はうなぎのぼり。あなたの敷地も5年前には想像もできなかった価格になっているはずです。その土地で浴場だけの経営は非効率的です。多角経営について検討してみませんか！浴場を主体にして、アパート、貸店舗などを設ける……。同じ敷地内で売上げ倍増はまちがいありません。日本電建の技術陣は、こうしたビル建築を全国に数多く手掛けてまいりました。その豊富な経験とアイデアから、あなたの財産づくりをお手伝いさせていただきます。★資金づくりのご相談も受け賜わります。発売以来大好評の「日本電建ハウスローン」（金利日歩2銭4厘5毛～2銭8厘5毛）はもちろん、〈環境衛生金融公庫〉の手続きもいっさい代行し、お忙しいあなたの手をわずらわしません。ぜひ一度ご相談ください（全国100ヶ所の支店に無料相談コーナー有り）
建築と資金の総合プランナー
日本電建開発課
本社 〒104東京都中央区八重洲6－5☎(272)0741(大代表) 建設業登録番号…建設大臣(カ)3440号・宅地建物取引業番号…建設大臣(1)409号
資料請求券 浴場